

公 告

肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者積立金の改定について

令和2年4月24日

公益社団法人 長野県畜産物価格安定基金協会

- 1 第7業務対象年間(令和2年～6年度)における生産者積立金について、最近の価格動向等を勘案し、全品種(「黒毛和牛」・「褐毛和種」・「その他の肉専用種」・「乳用種」・「交雑種」)について引上げとなりました。
- 2 これに基づき、当協会の肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の額について次のとおり改定しました。
- 3 改定後の単価は、令和2年4月1日個体登録分より適用します。

(単位：円/頭)

品 種	保証基準価格	合理化目標価格	生産者積立金					
			機構補助金1/2	県補助金1/4	生産者負担金1/4	計	改定前との差額	改定前
黒毛和種	541,000	429,000	800	400	400	1,600	400	1,200
褐毛和種	498,000	395,000	3,000	1,500	1,500	6,000	1,400	4,600
その他肉専用種	320,000	253,000	9,400	4,700	4,700	18,800	6,400	12,400
乳用種	164,000	110,000	3,400	1,700	1,700	6,800	400	6,400
交雑種	274,000	216,000	1,600	800	800	3,200	800	2,400

補給金交付基準

- ①保証基準価格 \geq 平均売買価格 $>$ 合理化目標価格のとき

$$\text{保証基準価格} - \text{平均売買価格}$$
- ②平均売買価格 $<$ 合理化目標価格のとき

$$(\text{保証基準価格} - \text{合理化目標価格}) + (\text{合理化目標価格} - \text{平均売買価格}) \times 0.9$$